

全国漁業種類

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明		
底びき網	遠洋底びき網	101	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線		
	以西底びき網	102	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線		
	沖合底びき網	1そうびき	103	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイ、ロ及びハから成る線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1そうびきで行うもの
		2そうびき	104		2そうびきで行うもの
	小型底びき網	105	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（法定知事許可漁業）		
船びき網		106	海底以外の中層若しくは表層をえい網する網具（ひき回し網）又は停止した船（いかりで固定するほか、潮帆又はエンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。）にひき寄せ網（ひき寄せ網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して行うものは、法定知事許可漁業）		
まき網	大・中型まき網	1そうまき 遠洋かつお・まぐろ	総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋（太平洋中央海区（東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以东の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。））又はインド洋海区（南緯19度59分35秒以北（ただし、東経95度4秒から東経119度59分56秒の間の海域については、南緯9度59分36秒以北）のインド洋の海域）で操業するもの	
		1そうまき 近海かつお・まぐろ		108	1そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、大・中型遠洋かつお・まぐろまき網に係る海域以外で操業するもの
		1そうまき その他		109	1そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの
		2そうまき		110	2そうまきで行うもの
		中・小型まき網	111	指定漁業以外のまき網（総トン数5トン以上40トン未満の船舶により行う漁業は、法定知事許可漁業）	
刺網	さけ・ます 流し網	112	流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（総トン数30トン以上の動力漁船により行うものは指定漁業、30トン未満の動力漁船により行うものは法定知事許可漁業）		
	かじき等 流し網	113	総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（東経127度59分52秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域において行うものは特定大臣許可漁業、それ以外のものは届出漁業（知事許可等を要するものもある。））		
	その他の 刺網	114	流し網又は刺網を使用して行う漁業でさけ・ます流し網及びかじき等流し網以外のもの（太平洋の公海（我が国又は外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により行うものは、特定大臣許可漁業）		

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明
さんま棒受網		115	棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業（北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数10トン以上の動力漁船により行うものは、指定漁業）
大型定置網		116	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては、15メートル）以上であるもの（瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）
さけ定置網		117	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものであり、北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの
小型定置網		118	定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの
その他の網漁業		119	網漁業であって底びき網、船びき網、まき網、刺網、敷網及び定置網以外のもの ○ 陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業（例：地びき網） ○ 敷網を使用して行う漁業であってさんま棒受網以外のもの（例：張り網、四つ手網、棒受網（あじ、さば等）、込ませ網、あんこう網、（沖縄式）追込み網） ○ その他（例：建干し網、建切り網、たもすくい（さば）、すくい網、投網）
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	120	総トン数120トン（昭和57年7月17日以前に建造され、又は建造に着手されたもの）にあっては、80トン。以下釣漁業の項において同じ。）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	近海まぐろはえ縄	121	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあっては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	沿岸まぐろはえ縄	122	浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業であって遠洋まぐろはえ縄及び近海まぐろはえ縄以外のもの（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業（知事許可等を要するものもある。））
	その他のはえ縄	123	はえ縄を使用して行うまぐろはえ縄以外の漁業（東シナ海の海域において総トン数10トン以上の動力漁船により行うもの、大西洋又はインド洋の海域において動力漁船により行うもの及び太平洋の公海（我が国又は外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により行うものは、特定大臣許可漁業）
釣	遠洋かつお一本釣	124	総トン数120トン以上の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	近海かつお一本釣	125	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあっては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	沿岸かつお一本釣	126	釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業であって遠洋かつお一本釣及び近海かつお一本釣以外のもの
	遠洋いか釣	127	総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（指定漁業）（ただし、北緯20度の線以北、東経169度59分44秒の線以西の太平洋の海域（ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を含む。）において釣りによっていかをとることを目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行うものは、「近海いか釣」に含める。）
	近海いか釣	128	総トン数30トン以上200トン未満の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（指定漁業）
	沿岸いか釣	129	釣りによっていかをとることを目的とする漁業であって遠洋いか釣及び近海いか釣以外のもの（総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業（知事許可等を要するものもある。））

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明
釣	ひき縄釣	130	ひき縄を使用して行う漁業（かつお又はまぐろをとることを主たる目的とするものを含む。）
	その他の釣	131	はえ縄以外の釣漁業であってかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの
小型捕鯨		132	動力漁船によりもりづつを使用してみんくじら又は歯くじら（まっこうくじらを除く。）をとる漁業（指定漁業）
潜水器漁業		133	潜水器を使用して行う漁業
採貝・採藻		134	採貝：小型底びき網、潜水器漁業等以外の貝をとることを目的とする漁業 採藻：潜水器漁業等以外の海藻をとることを目的とする漁業
その他の漁業		135	前記以外の全ての漁業 ○ 針に引っかけてとるもの（例：文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり） ○ 捕鯨以外のほこ、もり等で突き刺してとるもの（例：突きん棒、貝を除く見突き） ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの（例：たこかぎ、うなぎ鎌） ○ 採藻以外のはさむ、ねじる等の方法によりとるもの（例：うなぎはさみ） ○ えり漁業（例：すだて、羽瀬） ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの（採貝を除く。次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とするものは指定漁業、総トン数10トン以上の動力漁船によりかごを使用してずわいがにをとることを目的とするもの及び大西洋又はインド洋の海域において動力漁船によりかごを使用して行うものは特定大臣許可漁業） イ 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水 ロ 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域 （1）北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線 （2）北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線 （3）北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線 （4）北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線 （例：たこつぼ、かにかご、あなご筒） ○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの （例：柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ（釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。））

全国漁業種類名		全国漁業種類番号	内 容 説 明	
海面養殖 (種苗養殖を含む)	魚類養殖	ぎんざげ養殖	136	主としてぎんざげを養殖するもの
		ぶり類養殖	137	主としてぶり類を養殖するもの
		まだい養殖	138	主としてまだいを養殖するもの
		ひらめ養殖	139	主としてひらめを養殖するもの
		とらふぐ養殖	140	主としてとらふぐを養殖するもの
		くろまぐろ養殖	141	主としてくろまぐろを養殖するもの
		その他の魚類養殖	142	主として上記以外の魚類を養殖するもの
		ほたてがい養殖	143	主としてほたてがいを養殖するもの
		かき類養殖	144	主としてかき類を養殖するもの
		その他の貝類養殖	145	主として上記以外の貝類を養殖するもの
		くるまえび養殖	146	主としてくるまえびを養殖するもの
		ほや類養殖	147	主としてほや類を養殖するもの
		その他の水産動物類養殖	148	主として上記以外の水産動物類を養殖するもの
		こんぶ類養殖	149	主としてこんぶ類を養殖するもの
		わかめ類養殖	150	主としてわかめ類を養殖するもの
		のり類養殖	151	主としてのり類を養殖するもの
	その他の海藻類養殖	152	主として上記以外の海藻類を養殖するもの	
	真珠養殖	153	海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの	
	真珠母貝養殖	154	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの	